

月刊

交通公論

国土交通行政と事業経営を解説・論評する専門雑誌

□ 行政シリーズ □

- ①令和元年版「交通政策白書」について
　　国土交通省総合政策局政策課政策調査室長 坂井志保
②令和元年版「観光白書」について
　　前・観光庁観光戦略課観光統計調査室長 木村順治

(特別寄稿)地域鉄道フォーラム2019

鉄道と映画

(社)交通環境整備ネットワーク 代表理事 原 潔

運輸時評 むかし話(その6)「新幹線の買取り」佐藤善信

★視点(連載=第37回)ある思い(1・7) 平野雄司

交通公論
すいそう 波止岡健吾／水嶋 智／木村典央
小善真司／町田倫代／上手研治



●オープントップバス(VIP VIEW TOUR)導入
—新コース設定—

昭和44年創刊

令和元年

6・7月

No.304

インバウンド人気の『東京フチ観光』強化

株式会社 平成エンタープライズ

354-0015 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5
グランシャリオ202号

むかし話（その六）

『新幹線の買取り』

佐藤善信

東京大学公共政策大学院客員教授

（一九八二年運輸省入省、一〇一七年国土交通省退職）

【はじめに】

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部「タコ部屋」時代（一九八八年～一九九一年）の「むかし話」の六回目です。いよいよタコ部屋も三年目に入ります。

前回は、リニア山梨実験線の整備スキームが決まった一九九〇年度予算について書きましたが、今回からは、再び整備新幹線に戻り、その建設財源が安定的に確保された一九九一年度予算（資料一）について、引き続き「三十数年前の施策で、今ではもう知られていないものの中に、「は」という問題意識で書いてみます。

前回は、リニア山梨実験線の整備スキームが決まった一九九〇年度予算について書きましたが、今回からは、再び整備新幹線に戻り、その建設財源が安定的に確保された一九九一年度予算（資料一）について、引き続き「三十数年前の施策で、今ではもう知られていないものの中に、「は」という問題意識で書いてみます。

組みについては、第四回で書いたとおり、JR上場への環境を整備したJ.R東海葛西氏らの主張と、整備新幹線開業による受益を整備新幹線貸付料として徴収したい運輸省側の事情が一致し、一九八九年度予算において既設新幹線のリース料のJR各社への配分率を固定しました（資料二）第三項①）が、「新幹線鉄道保有機構は欠陥制度だ」とする葛西氏の追及は止みませんでした。

今度の主張は、「既設新幹線を貸し付ける方式では、JR各社は減価償却費を計上できず将来の投資に向けた内部留保ができないので、既設新幹線をJR各社が買い取ることにしたい」というものでした。

一方、当時の運輸省においては、整備新幹線を始めとする鉄道整備を長期的・安定的に支援するため、「新幹線保有機構において生じる既設新

幹線をJR各社が買い取ることにしたい」というものでした。

一方、当時の運輸省においては、整備新幹線を始めとする鉄道整備を長期的・安定的に支援するため、「新幹線保有機構において生じる既設新

幹線のリース料の余剰（資料二）第三項②）以外にも、「特定財源」を見つけて「鉄道整備特別会計」を創設する検討が行われていました。特別会計の創設は、林事務次官（故人）の悲願とも言われていました。

ここで再びJRと運輸省の思惑が一致し、一九九一年度予算において、特別会計の創設は、林事務次官（故人）の悲願とも言われていました。

（①）既設新幹線を時価（II再調達価額）でJR各社に譲渡する

一致し、一九九一年度予算において、特別会計の創設は、林事務次官（故人）の悲願とも言われていました。

ここで再びJRと運輸省の思惑が一致し、一九九一年度予算において、特別会計の創設は、林事務次官（故人）の悲願とも言われていました。

（②）譲渡価額が新幹線保有機構が背負っていた国鉄長期債務を約一兆円上回ったことから、この部分を整備新幹線建設財源に充当する（資料二）第三項②）

（③）新幹線鉄道保有機構は廃止し、これをスクランプとして鉄道整備基金を設立する（資料二）第二項①）

（④）既存の鉄道関係補助金についても鉄道整備基金を通じて交付させる

ことにより、特別会計と同じ機能を持たせる

ことになりました。

（もうひとつ）の整備新幹線建設財源

このように既設新幹線譲渡収入を充當することにより整備新幹線建設財源を安定的に確保できることとなりました。が、財源はこれだけではありません。別添【資料二】第三項①にあるように、整備新幹線の営業主

（資料二）整備新幹線着工等についての政府・与党申合せ（抄）

平成二年十一月二十四日
北陸新幹線、東北新幹線及び九州新幹線は、平成三年度から、その建

体となるJRが開業後支払う整備新幹線貸付料がもうひとつ財源です。この整備新幹線貸付料については、運行主体であるJRに発生する開業後三十年間の「受益」を徴収することとしていることから、「開業後三十年を経過すれば、整備新幹線は運行主体のものにしたいのであります。運行主体のものになる」などと言う人がいますが、とんでもありません。

運行主体のものにしたいのであります。

（資料二）整備新幹線着工等についての政府・与党申合せ（抄）

平成二年十一月二十四日
北陸新幹線、東北新幹線及び九州新幹線は、平成三年度から、その建

自己を知って事故を防ごう

独立行政法人自動車事故対策機構
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイスト



（資料二）平成元年度予算編成にあたつての整備新幹線の取扱いについて（抄）

（1）北陸新幹線・長野間に於いては、必要な調整を行つた上で、標準軌新線で平成三年度において、所要の認可等の手続を経て、その建設に着工する。

（2）北陸新幹線・長野間に於いては、必要な調整を行つた上で、標準軌新線で平成三年度において、所要の認可等の手続を経て、その建設に着工する。

（3）（略）

（1）既設新幹線譲渡収入等を財源として鉄道助成を総合的に実施する特殊法人鉄道整備基金（仮称）を設立し、整備新幹線の建設の推進を図ることとする。

（2）国の負担の財源については、運輸省所管の公共事業に分配される予算の一部に加え、既設新幹線譲渡収入の一部を充当することとする。（以下略）

（3）JRの負担の財源については、平成元年一月十七日政府・与党申合せにより特殊法人新幹線保有機構において生じる既設新幹線のリース料の余剰を充てることとされていていた部分に、既設新幹線譲渡収入の一部を充当することとする。

三・四（略）

